

募 集

平成26年度分
納税通知書等送付用封筒
広告主募集

▼募集期間 11月21日(木)～12月20日(金)▼募集対象 事業者(個人は除く)▼募集枠数 2枠(1枠の大きさは縦6cm×横10cm)▼広告料 1枠当たり13万円▼印刷方法 封筒裏面の単色印刷▼広告掲載封筒利用通知書 固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書、個人市・県民税納税通知書、国民健康保険納税通知書、後期高齢者医療保険料納入通知書、介護保険料納入通知書(計約6万5000枚)※平成

11月13日(水)茨城県民の日

「県民の日」は、郷土の歴史を知り、自治の意識を高め、私たちのより豊かな生活と県の躍進を願う日として、1968(昭和43)年に、県の条例により定められました。1871(明治4)年11月13日の県の統廃合で、初めて茨城県という県名が用いられたことにちなみ、11月13日を「県民の日」としています。

○茨城県のシンボル

▼県の花バラ ▼県の鳥 ヒバリ



▲県の魚 ヒラメ ▲県の木 ウメ

26年度納税通知書等を発送する際に使用▼応募方法 所定の申込書(窓口または市ホームページで取得)に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて市役所税務課宛てに郵送、または持参する▼添付書類 ①広告原稿または広告イメージを記載した書面および内容を説明したもの②事業の概要が分かる書類③資格または免許を必要とする業種の場合はそれを証明する書類の写し④その他必要とする書類※事前に市広告掲載要綱、市広告掲載基準、市納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱要綱を確認ください▼決定方法 募集のあった広告内容を審査の上決定する▼申請・問合せ先 市役所税務課 内線205

市のごみ排出量・資源物回収量 9月

※()は前月比 ※9月25日現在人口 63,788人
※排出量とは常総環境センターへ搬入されたごみ量を示す

種類	排出量・回収量	昨年同月	1人1日当たり
ごみ	可燃 (▲17.90 t)	1038.82 t	993.03 t (▲5 g)
	不燃 (+38.07 t)	189.95 t	167.98 t (+20 g)
	粗大 (▲8.37 t)	24.61 t	18.79 t (▲4 g)
資源物	新聞 (+0.02 t)	7.61 t	6.53 t (±0 g)
	雑誌 (+9.46 t)	57.20 t	46.07 t (+5 g)
	ダンボール (+6.38 t)	39.71 t	33.54 t (+4 g)
	古着・布類 (+1.32 t)	11.81 t	11.97 t (+1 g)
	缶 (▲3.78 t)	10.99 t	14.88 t (▲2 g)
	ビン (+8.15 t)	41.24 t	32.15 t (+5 g)
	ペット (▲9.79 t)	10.76 t	14.62 t (▲5 g)
	プラ (▲16.43 t)	28.84 t	32.11 t (▲8 g)

可燃ごみの排出量が2か月連続で減っています。引き続き、ごみの減量と分別にご協力をお願いします。

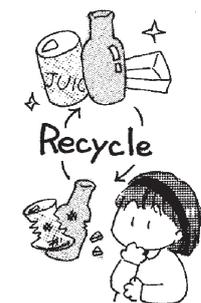
3R
～3つのRから
始まるごみ減量～



Reduce
ごみを減らすための第一歩はごみを増やさないことです。

Reuse
何度でも繰り返し使えるものを選びましょう。

Recycle
どうしても他に利用できない場合は資源としてリサイクル!



野焼きは禁止です!

ごみを燃やしたときに発生する煙には、有害なダイオキシン等が含まれている恐れがあるだけでなく、臭いが「洗濯物」についてしまうなど近隣の方に迷惑がかかります。そのため、「野焼き(ごみ等の野外での焼却)」は、法律で一部例外を除き禁止となっています。

例外として認める廃棄物の焼却

- ①国・地方公共団体が、施設管理を行うために必要な焼却(河川敷・道路側の草焼き等)
- ②災害予防や応急対策または復旧のために必要な焼却(火災予防訓練等)
- ③風俗習慣または宗教上の行事で必要な焼却(どんど焼き等)
- ④農業・林業・漁業を営む上でやむを得ない焼却(稲わら・枯れ草の焼却等)
- ⑤たき火など日常生活上で通常行われる焼却で、軽微なもの(キャンプファイヤー等)

▶問合せ先 市役所生活環境課 内線146・147